

伊 勢 市 公 報

第 39 号
平成 19 年 6 月 20 日
水 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則	2
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
議会訓令	
○ 伊勢市議会公印規程の一部を改正する規程	6
告 示	
○ 平成 18 年度分国民健康保険料に係る保険料率等について	9
○ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について	11
○ 伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理について	13
○ 伊勢市やすらぎ公園プールの使用料の収納に関する業務の一部委託について	14
○ 道路の区域変更について	15
○ 市議会定例会の招集について	16
○ 平成 18 年度下半期の伊勢市病院事業、水道事業、下水道事業及び認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況について	17
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	38
・ 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数について	39
農業委員会告示	
○ 伊勢市農業委員会第 3 回総会の招集について	40
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の有効期間満了について	41
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	42
公 告	
○ 農用地利用集積計画の作成について	43
公 表	
○ 伊勢市情報公開制度の実施状況の公表について	44
○ 伊勢市個人情報の開示等の実施状況の公表について	47

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 6 月 4 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 30 号

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則

伊勢市介護保険規則（平成 17 年伊勢市規則第 83 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「16」を「17」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 6 月 13 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 31 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 19 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

様式第 19 号福祉事業記録簿の表休養の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市議会公印規程の一部を改正する規程をここに公表する。

平成 19 年 6 月 4 日

伊勢市議会議長 佐之井 久紀

伊勢市議会訓令第 1 号

伊勢市議会公印規程の一部を改正する規程

伊勢市議会公印規程（平成 17 年伊勢市議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

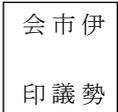
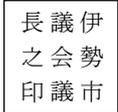
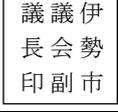
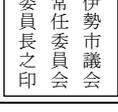
（公印の種類）

第 2 条 公印の種類は次のとおりとする。

- (1) 伊勢市議会印
- (2) 伊勢市議会議長印
- (3) 伊勢市議会副議長印
- (4) 伊勢市議会常任委員会委員長印
- (5) 伊勢市議会議会運営委員会委員長印
- (6) 伊勢市議会特別委員会委員長印
- (7) 伊勢市議会事務局印
- (8) 伊勢市議会事務局長印

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

公印の名称	ひながた	書体	寸法	個数	使用区分
伊勢市議会印		てん書	方 21 ミリメートル	1	議会名をもってする文書
伊勢市議会議長印		てん書	方 24 ミリメートル	1	議長名をもってする文書
伊勢市議会副議長印		てん書	方 24 ミリメートル	1	副議長名をもってする文書
伊勢市議会常任委員会委員長印		れい書	方 21 ミリメートル	1	常任委員長名をもってする文書

伊勢市議会議会運営委員会委員長印	伊勢市議会運営委員会委員長印	れい書	方 21 ミリメートル	1	議会運営委員長名をもってする文書
伊勢市議会特別委員会委員長印	伊勢市議会特別委員会委員長印	れい書	方 21 ミリメートル	1	特別委員長名をもってする文書
伊勢市議会事務局印	伊勢市議会事務局印	れい書	方 21 ミリメートル	1	事務局名をもってする文書
伊勢市議会事務局長印	伊勢市議会事務局長印	てん書	方 24 ミリメートル	1	事務局長名をもってする文書

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第69号

平成19年度分国民健康保険料について、伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）第14条第1項及び第18条の5第1項の保険料率並びに第22条第1項各号及び第22条第5項において準用する同条第1項各号に定める額を、次のとおり決定しましたので、同条例第14条第3項（第22条第4項において準用する場合を含む。）及び第18条の5第3項（第22条第5項において準用する場合を含む。）の規定により告示します。

平成19年6月1日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 国民健康保険条例第14条第1項の保険料率
 - (1) 所得割 $\frac{8.91}{100}$
 - (2) 被保険者均等割 29,364円
 - (3) 世帯別平等割 21,972円
- 2 国民健康保険条例第18条の5第1項の保険料率
 - (1) 所得割 $\frac{2.34}{100}$
 - (2) 被保険者均等割 9,588円
 - (3) 世帯別平等割 5,358円
- 3 国民健康保険条例第22条第1項第1号ア及びイの額
 - ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額 20,555円
 - イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額 15,381円
- 4 国民健康保険条例第22条第1項第2号ア及びイの額
 - ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 14,682円

- | | | |
|---|---------------------------------------|---------|
| イ | 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 | 10,986円 |
| 5 | 国民健康保険条例第22条第1項第3号ア及びイの額 | |
| ア | 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 | 5,873円 |
| イ | 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 | 4,395円 |
| 6 | 国民健康保険条例第22条第5項において準用する同条第1項第1号ア及びイの額 | |
| ア | 被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額 | 6,712円 |
| イ | 世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額 | 3,751円 |
| 7 | 国民健康保険条例第22条第5項において準用する同条第1項第2号ア及びイの額 | |
| ア | 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 | 4,794円 |
| イ | 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 | 2,679円 |
| 8 | 国民健康保険条例第22条第5項において準用する同条第1項第3号ア及びイの額 | |
| ア | 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 | 1,918円 |
| イ | 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 | 1,072円 |

伊勢市告示第 70 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項及び同法第 115 条の 11 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 10 第 1 号及び同法第 115 条の 18 第 1 号並びに伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成 18 年伊勢市規則第 16 号）第 6 条の規定により、次のとおり告示します。

平成 19 年 6 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 介護保険事業者番号

2472800750

2 事業者の名称及び所在地

名称 小規模多機能ホームみそのむら

所在地 伊勢市御薊町高向 481 番地

3 申請者及び主たる事業所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

申請者 有限会社くろべ

主たる事業所の所在地 伊勢市御薊町高向 481 番地

代表者氏名 代表取締役 中村 弥生

代表者住所 四日市市東日野 1 丁目 4 番 27 号

4 指定の年月日

平成 19 年 6 月 1 日

5 サービスの種類

小規模多機能型居宅介護

介護予防小規模多機能型居宅介護

伊勢市告示第 71 号

伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第 15 条第 2 項の規定により、廃物認定外放置自動車を次のとおり告示します。

この放置自動車の所有者等又はこの放置自動車の所有者等に心当たりのある方は、申し出てください。

なお、この告示の日の翌日から起算して 6 月を経過しても申出がないときは、当該放置自動車を不要物として処分します。

平成 19 年 6 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 廃物認定外放置自動車

整 理 番 号	18-5			
警告書はり付け日	平成 19 年 2 月 5 日			
放 置 場 所	伊勢市八日市場町 13 番 35 号 伊勢市立伊勢図書館			
放置自 動車の 形態等	メーカー名	トヨタ	塗 色	黒色
	車 名	クレスタ	自動車登録番号	三重 33 は 2979
	型式・種別	E-GX90・普通	車 台 番 号	GX90-3049229

2 申出先 伊勢市教育委員会生涯学習・スポーツ課図書館係（小俣図書館内）（電話 0596-29-3900）

伊勢市告示第 72 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市やすらぎ公園プールの使用料の収納に関する業務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 19 年 6 月 8 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 収納に関する業務を委託した者

四日市市新正 4 丁目 1 番 1 号

三重コニックス株式会社

代表取締役 吉田 治伸

2 委託期間

平成 19 年 6 月 1 日から平成 19 年 9 月 16 日まで

